⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑸　平成15年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。

同種工事とは、下記の㋐～㋓の全ての要件を満たす工事の施工実績を有すること。

㋐　道路橋（A活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋であること。ただし、ＰＣ橋の張出し架設は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が、70.0m以上であること。

㋓　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

ただし、上記㋐～㋓は同一工事であること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」（以下「ＣＯＲＩＮＳ」という。）に登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

⑹　「橋梁上部工の品質・耐久性向上に関する施工計画」が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。なお、工場製作と現地での架設作業に配置する技術者は同一でなくてよい。

１）競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

２）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

ア）「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の３及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）

３）平成15年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑸の同種工事の経験を有する者であること。

なお、平成15年４月１日以降に産前産後休業、育児休業、または産前産後休業及び育児休業をともに取得（以下「産休育休」という。）した場合は、産休育休期間に相当する期間を施工実績を求める期間に加えることができる。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関がＣＯＲＩＮＳに登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認のための添付資料を含む。以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　本工事に事業協同組合または協業組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

⑿　申請された新技術の現場実証（架設時に画像解析などを活用した品質管理の省人化手法について）が適正であること。なお、申請する技術は、自社開発・他社開発であることを問わない。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

以下、技術提案（具体的な施工計画）とは、標準案と一部又は全て異なる施工方法で施工することをいい、標準案とは、入札説明書（添付図面等を含む。）の設計図面及び仕様等に示した施工方法にしたがって施工することをいう。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性　「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。

②　施工体制確保の確実性　「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の適切な施工体制」について着目し評価する。

２）技術提案（具体的な施工計画）（加算点）

本工事は、橋梁の構造体として重要である上部工について、より良い品質を持ったコンクリート構造物とするため、工事目的物の性能、機能に関する事項で構造物の耐久性向上を目的として、技術提案を求める。

①　橋梁上部工の品質・耐久性向上に関する施工計画

○上部工コンクリートは温度変化や気象の影響を受けやすく、また大型車等の繰り返し通行に対して耐久性を損なわないようにすることが重要であり、コンクリートの品質（配合）に十分留意する必要がある。

○上部工コンクリートは温度変化や気象の影響を受けやすく、また大型車等の繰り返し通行に対して耐久性を損なわないようにすることが重要であり、密実なコンクリートの施工（打設及び締固め）に十分留意する必要がある。

○柱頭部は、主桁、横桁、橋脚を連結する重要な部位であり、初期ひび割れの発生は橋梁全体の耐久性に影響することから、施工に十分留意する必要がある。

○ＰＣ鋼材の緊張から定着までの一連の施工は、プレストレスト・コンクリート橋の耐久性に影響する重要な作業であり、所定の緊張力が得られるよう、施工に十分留意する必要がある。

○ＰＣケーブル定着部付近（桁端部、支点横桁、下床版突起部）は、局部的な応力の発生による損傷が生じやすいことから、定着部付近のコンクリートのひび割れに十分留意する必要がある。

以上のことから、「橋梁上部工の品質・耐久性向上に関する施工計画」を評価項目とする。

⑵　入札参加者は「価格」及び、「価格以外の要素」をもって入札に参加し、次の①～③の要件に該当する者のうち、下記⑶によって得られる標準点と施工体制評価点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であること。